

グリーンドームの命名権や企業広告などのスポンサー 自社をPRする絶好の機会です



■公共交通や市営住宅、水道局など 掲載する広告を募ります

4月1日に発行予定で、公共交通の乗り方を案内する「前橋市公共交通乗りかたガイド」や市営住宅の入居者に送付する封筒、市内を走る水道局の車両などに掲載する広告を募集します（下表のとおり）。対象は企業や団体などです。詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。申し込み＝所定の用紙に記入し、①は広告デザイン原稿を添えて市役所交通政策課（☎027-898-5939）へ②は広告デザイン原稿を添えて市役所建築住宅課（☎027-898-6833）へ直接、③～⑦は〒371-0035岩神町三丁目13-15・水道局経営企画課（☎027-898-3017）へ⑧は〒371-0036敷島町216・水道局浄水課（☎027-231-3075）へ郵送か直接

■グリーンドームの命名権スポンサーを募集

本市のシンボルでもある「グリーンドーム前橋」のネーミングライツ（命名権）スポンサーを募集します。
詳しくは、本市ホームページかグリーンドーム前橋ホームページ（<http://www.maebashi-ppc.or.jp/dome/pc/>）をご覧ください。
募集要項・申込用紙の配布＝グリーンドーム前橋内競輪事務所で。本市ホームページかグリーンドーム前橋ホームページからダウンロードもできます
申し込み＝12月16日（月）～1月31日（金）（必着）に申込用紙に記入し、〒371-0035岩神町一丁目2-1・グリーンドーム前橋内競輪事務所（☎027-231-4508）へ郵送か直接

掲載場所など	発行部数など	費用	掲載期間など	申込締切日
①前橋市公共交通乗りかたガイド 同ガイド（B5版縦）の裏表紙に縦60mm×横80mm、6枠 	4,500部	1枠 1万5,000円		1月10日（金）
②建築住宅課封筒 家賃納入通知書などの送付に使用する封筒裏面縦60mm×横97mm	約1万2,000部	3万円	4月1日（火）～平成27年3月31日（火）	1月6日（月）
③水道局車両 軽貨物自動車両側面・後部ドアにラッピングかマグネットシート（作成費用は広告主負担）、15台 	1台につき年間約8,000km走行	1台につき月額3,000円		2月25日（火）
④水道局封筒 水道料金の口座振替依頼書などの送付に使用する封筒裏面100mm×180mm、1枠 	約3万部	4万円	4月1日（火）～平成27年3月31日（火）	1月31日（金）
⑤水道メーター検針票 検針票（180mm×79mm）の裏面に95mm×79mm、1枠	約99万部	入札による（最低価格25万円）		1月10日（金）
⑥水道局だより 水道局だより（A4版）の4面に縦45mm×横85mm、2枠	約14万部	1号につき1枠3万円	5月1日号から3カ月おきに4回	5月1日号は4月4日（金）まで。それ以降は各号の1カ月前まで。
⑦水道局ホームページ 水道局ホームページのトップページ下部に縦60ピクセル×横150ピクセル（8KB以内でGIF形式に限る）、4枠		1枠当たり月額5,000円	4月1日（火）～平成27年3月31日（火）	1月31日（金）
⑧敷島浄水場一般開放記念品 来場者配布用花の種の袋表面下段に縦43mm×横73mm、1色で1枠	約1万部	2万円	5月3日（土）～5日（月）の敷島浄水場一般開放	



市長と語り合う タウンミーティング意見や要望を紹介

本市の施策や考え方をまとめた「第六次総合計画」をテーマに、6月から市内10カ所でタウンミーティングを開催しました。各回では、各地域の課題や市政全般について市長と市民の皆さんが直接意見交換を行い、さまざまな意見や要望などをいただきました。ここでは、その一部を紹介いたします。

問い合わせは 市政発信課 ☎027-898-6644

企業誘致の考え方

Q 市の活性化には企業誘致が最も有効です。市長の考え方や今後の計画について伺いたいです。

A 本市の優れた立地条件や企業誘致条例による各種助成金・優遇措置などの強みを生かして、今後も新たな産業用地の確保に努め、積極的に企業誘致に取り組んでいきます。

道路の整備など

Q 町内の道路を整備してほしいときや、道路など

マイバスの増発

Q 私たちの地区にもマイバスを走らせてほしいです。

A 身近な生活道路の整備などには、自治会をとおして要望していただいています。必要性や緊急性などを考慮し、優先順位を付けて対応していきます。また、道路に穴が開いていた場合は、早急に市に連絡してください。

前橋の魅力のPR

Q 前橋は高崎と比べると寂しく感じます。市長はどう考えているのか教えてください。

A 本市は自然災害が少なく、医療や子育て環境も充実するなど、多くの魅力があり、落ち着きのある成熟した都市です。本市の良い点をさらに伸ばし、磨きをかけてください。

空き家対策

Q 最近空き家が増えて、防犯や防災面から不安を感じます。市の対策について伺いたいです。

A 市ではことし7月から「空き家等の適正管理に関する条例」を施行しました。この条例では、適正に管理されていない空き家があった場合、市が実態調査をして所有者などに適正な管理をするよう助言・指導を行うことを定めています。改善されない場合は、勧告や命令を行い、氏名などの公表も行っています。また、すぐに対応が必要で、所有者などが判明しない場合は、市で応急措置を行うことができます。ことし150件の空き家などの情報が寄せられています。市では条例に基づいて随時現地調査や指導などを行っています。